

# 告 示

## 埼玉県教委告示第十号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、埼玉県指定有形文化財として次のとおり指定する。

令和六年三月十五日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

種類	名称及び員数	所在地 (所有者住所)	所有者 (管理者)
彫刻	木造阿弥陀如来立像 附 光背 一 躯	埼玉県熊谷市桜木町 二丁目三十三番地二 (埼玉県熊谷市代九 百四十四番地)	宗教法人 東善寺
古文書	稻生家文書 千九百七十点	埼玉県さいたま市浦 和区高砂四丁目三番 十八号(埼玉県坂戸 市大字多和目八百三 十二番地)	稻生正幸
考古資料	小敷田遺跡出土木簡 附 第九十七号土坑出土土器 第九十五号土坑出土土器 二十五点 第二百五号土坑出土土器 二十三点	埼玉県熊谷市船木台 四丁目四番地一	埼玉県
歴史資料	稻生家資料 百六十九点	埼玉県さいたま市大 宮区高鼻町四丁目二 百十九番地	埼玉県 (埼玉県 立歴史と 民俗の博 物館)